

# 広島県企業局詳細設計付施工方式試行要領

平成28年2月22日 制 定

## (趣旨)

第1 この要領は、企業局が試行する詳細設計付施工方式により発注する建設工事に関し、法令及び他の要綱等に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2 この要領における「詳細設計付施工方式」とは、設計・施工分離の原則の例外として、構造物の構造形式や主要諸元、構造一般図等を確定した上で、製作・施工（以下「施工」という。）のために必要な仮設をはじめ詳細な設計と施工を一括して発注する方式をいう。

## (対象工事)

第3 民間の優れた技術を活用し、合理的な設計によるコスト縮減、工事目的物の品質確保、工期短縮等の施工の効率化が可能となる、次のいずれかのうち必要と認める建設工事を対象とする。

- (1) 現地の地形や地質などの自然条件が特殊であり、仮設工法や掘削工法等の施行者のノウハウを活用する必要がある大規模なトンネル工事
- (2) 工場製作が大半を占め、細部の詳細設計・組立図等において受注者の固有技術が活用可能となる機械・電気設備工事
- (3) 現地における情報が限られており、受注者に設計を委ねることで、効率的・合理的な詳細設計・施工が可能となる電線共同溝工事、維持修繕工事
- (4) 工期に制限があり、受注者に設計を委ねることで工期短縮が可能となる工事等、企業局長が特に必要と認める建設工事

## (入札公告等)

第4 発注機関の長は、第3に定める工事について、詳細設計付施工方式により発注することを適当と認めた場合、別に定める文例により公告案を作成し、当該工事を主管課長と協議の上、指名業者等選考委員会に諮るものとする。

2 発注機関の長は、詳細設計付施工方式により発注する場合は、次の事項について公告又は通知するものとする。

- (1) 詳細設計付施工方式の試行対象工事であること
- (2) 詳細設計の内容

(3) 詳細設計を実施するために必要と認める資格を有する設計技術者を配置すること

3 入札条件，特記仕様書については，別に定める文例によるものとする。

4 建設工事請負契約約款，特約事項については，別紙1，2によるものとする。

(設計変更)

第5 対象工事の施工範囲及び内容については，受注者が検討し発注者が審査の上で承諾した詳細設計に基づくものとし，原則設計変更の対象とする。

(その他)

第6 この要領に定めのない事項及びこれにより難い事項については，必要に応じて別に定めるものとする。

附 則

この要領は，平成28年2月22日から施行する。